

# 貸金庫規定

## 1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

## 2. (目的)

本規定は、貸金庫を適正にご利用いただくために必要な事項を定めたものです。

## 3. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 危険物や変質の恐れのあるもの物品などは、格納をお断りします。

## 4. (契約期間等)

貸金庫の契約期間は、契約日から最初に到来する契約応答月末日までとしますが、契約期間満了日までにお客様または当金庫からの解約の申出がない場合は、1年間更新いたします。更新後も同様とします。

## 5. (利用料金)

- (1) 貸金庫の利用料は、当金庫所定の料金を1年前前払いするものとします。なお、契約時の利用料金は契約日が属する月を1ヶ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。なお、更新する場合の利用料金は原則、口座振替依頼書による指定口座から自動引落によりお支払いいただきます。
- (2) 利用料金は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料金については、変更日以後の最初に更新された時から契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用料金を月割計算により払戻します。
- (4) 利用中の貸金庫を利用料の違う貸金庫に変更したときは、その月分から月割計算をもって差額分をお支払いいただきます。

## 6. (利用時間)

貸金庫の利用時間については、当金庫所定の時間とします。

## 7. (貸金庫の鍵・カードの保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵はお客様の責任において保管し、副鍵は当金庫立会いのうえお客様が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- (2) 当金庫が発行した貸金庫カードは(第7条に基づき、代理人を選任した場合にお客様が発行する代理人専用カードを含む。)お客様が責任をもって保管してください。
- (3) 偽造、変造、複製された貸金庫の正鍵及びカードによる不正使用が発生した場合は、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. (代理人)

- (1) 当金庫所定の手続により、お客様の意思に基づき代理人を選任することができます。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉等、全ての行為については、お客様本人が一切の責任を負うものと

- し、当金庫は責任を負いません。  
(3) 代理人を解任する際には、当金庫所定の手続をしてください。

## 9. (貸金庫の開閉等)

### <一般貸金庫の場合>

- (1) 貸金庫の開閉は、お客様または代理人が貸金庫の正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫依頼書に届出の印章により署名押印して提出してください。  
なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

### <全自動貸金庫の場合>

- (1) 貸金庫は、借主ご自身で貸金庫ブースへの入室から貸金庫の解・施錠、退室まで各自専用の正鍵・カードを用いて行います。
- (2) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が持参した正鍵・カードを使用して行ってください。
- (3) 貸金庫ブースへの入室は、カードを使用してください。入室後、ブース操作パネルを操作すると、貸金庫ボックス（以下、「ボックス」という。）が自動的にお手元まで運ばれてきます。正鍵にてボックスを開錠し、格納品の出し入れを行ってください。
- (4) ご使用後は、正鍵でボックスを施錠してください。画面の返却ボタンを押下すると、ボックスが自動的に貸金庫室へ格納されます。格納を確認後、退室してください。

## 10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章・正鍵・カードを失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面により届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
なお、正鍵・カードを失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 11. (印章、正鍵・カードの喪失時等の取扱い)

- (1) 印章・正鍵・カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵・カードを失った場合または毀損した場合は、カードの再発行・鍵の取替え等に要する費用を負担していただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 12. (印鑑照合・暗証番号等)

- (1) 貸金庫の開閉にあたって、磁気カード読取機によりカードを確認し、磁気カード読取機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、開庫その他の取扱いをされた場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用されるカードならびに正鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

### 13. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備に障害等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) お客様もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

#### 1 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 1 5. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 1 6. (解約等)

- (1) この契約は、お客様の申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、契約期間満了日までに当金庫所定の手続きにより届出を行うものとし、貸金庫の正鍵及びカードを返却するとともに、直ちに貸金庫を明け渡してください。また、契約期間が満了し契約を更新しない場合も同様とします。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きを行い、貸金庫を明け渡してください。なお、状況によっては手続きを省略する場合があります。

- ① お客様が利用料を支払わないとき
  - ② お客様について相続の開始があったとき
  - ③ お客様もしくは代理人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 貸金庫設置建物の改築、取り壊し等その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 貸金庫の正鍵およびカードの偽造、変造、不正使用その他相当に事由があるとき
  - ⑥ お客様または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑦ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められた場合には、当金庫はこの貸金庫の取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
    - ① お客様または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
    - ② お客様または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合
      - A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団員関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずるもの

③ お客様または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動、恐怖を与える言動、恐喝または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 解約時に利用料金の未納金が発生している場合は、明け渡しの日が属する月までの利用料金相当額を月割計算にて支払していただきます。

(5) 第 2 項または第 3 項に基づき解約の通知を行い、3ヶ月以上経過した場合は、当金庫はお客様の同意を得ることなく貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄することが できるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に 際して当金庫の顧問弁護士等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用はお客様の負担とします。

(6) 利用料金の未納金、その他お客様が負担すべき費用が支払われない場合は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

#### 17. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情がある場合に、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の位置変更を求めたときは、これに応じていただきます。

#### 18. (緊急措置)

法令等の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または建物の火災、格納品の異変等緊急を要する場合は、当金庫は副鍵を利用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 19. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

#### 20. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上